多重債務者相談窓口向けアンケート (25年度下半期~26年上半期 市区町村)

- ※ このアンケートは、自治体の多重債務者相談窓口における相談状況等を把握することを目的として、実施するものです。
- ※ Q1~Q5及びQ7は、平成26年9月30日を記入時点とします。 Q6は、平成25年10月1日~平成26年9月30日の合計値を記入する とともに、平成26年10月1日~12月31日分も記入してください。
- ※ このアンケート結果は全て公表されます。

1. 相談窓口の設置状況について

Q1. 多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口を設置していますか。

「はい」の場合には回答欄で「1」を選択、「いいえ」の場合には回答欄で「0」を選択 してください。

- ※ 多重債務者からの相談以外も併せて受け付ける相談窓口(消費生活センター等)を 設置している場合を含みます。
- ※ 以下のような方法により、多重債務相談窓口業務を実施している市町村については、「はい」と御回答ください。
 - ・地方自治法上の一部事務組合に委託している場合
 - ・他の市区町村との取り決め等により、住民の多重債務相談を周辺市区町村等において受け付けることとしている場合
 - ・外部機関に相談業務を委託している場合 等
- ※ なお、「多重債務者からの相談」には、債務額がそれほど高くない場合や、借入先 が複数ではない場合でも借り手が債務に大きな負担を感じ、支払が困難であると申し 出ている場合を含みます。

(以下Q2~Q5はQ1で「1」を選択した場合のみお答えください。)

Q2. Q1の相談窓口は常設されていますか。

「はい」の場合は回答欄で「1」を選択、「いいえ」の場合には回答欄で「0」を選択してください。

※ 「常設」とは市区町村役場が開いている時間におおむね相談窓口が開いている状態 とします。

Q3. Q1の相談窓口で多重債務者からの相談に従事する職員は何名ですか。

以下①~③の分類に応じて、人数を記入してください。

- ① 嘱託(非常勤)職員
- ② 常勤の行政(一般)職員
- ③ 相談業務を外部に委託している場合には、委託先で相談業務に従事する相 談員
- ※ 「多重債務者からの相談に従事する職員」とは、多重債務者からの相談を実際に受け付ける(多重債務相談以外の相談を受け付ける場合も含みます。)職員とします。
- ※ 他の業務と兼務している職員も1名と数えます。

Q4. Q1の相談窓口と関連部局・関係機関との連携はどのような形でとられているか御回答ください。

- ※ 各々の連携方法につき、該当する場合は○、該当しない場合は×を御記入ください。
- ※ 「その他」には、具体的に御記入ください。

Q5. Q4で御回答された関連部局・関係機関との連携体制の構築に当たり、 工夫したのはどのような点でしたか。

※ ない場合は×、ある場合は○を御記入の上、具体的に御記入ください。

2. 相談窓口における相談状況について

Q6. 平成25年10月1日から平成26年9月30日までの月別の相談件数 をお答えください。対象期間外ですが、相談件数の把握上必要となりますの で、平成26年10月1日から12月31日までについてもお答えください。

- ※ 非対面による相談とは、電話、ファックス、メール等による相談を指します。
- ※ 同一相談者が同一の借金の相談について複数回相談に訪れた場合でも、1件(1名) とカウントします。仮に、一度債務整理した相談者が、再度、別の借金の問題で相談 に訪れた場合には、相談件数は2件(2名)とカウントします。

	25年	11月	12月	26年	2月	3月
	10月			1月		
Ⅰ. 対面による相談件数	1	4	7	10	13	16
Ⅱ. 非対面による相談件数	2	5	8	11)	14)	1
Ⅲ. Ⅰ. Ⅱ. のうち、相談者	3	6	9	12	15	18
が他市区町村の住民である						
件数						

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
19	22	25	28	31)	34)	37)	40	43
20	23	26	29	32	35)	38	41)	44)
2 1	24)	27)	30	33	36	39	42	45

3. 多重債務者対策について

Q7. 多重債務者対策について、現状の問題点や今後について御意見・御要望がございましたら、御自由にご記入ください。

(以 上)